

一般廃棄物処理業許可証

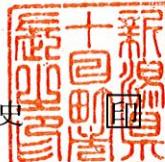
株式会社村山興業
代表取締役 村山広幸 様

平成30年 3月 7日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、十日町市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第13条の規定により、下記条件を付して許可する。

許可番号 第 17 号

平成30年 4月 1日

十日町市長 関口芳史



取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（解体工事に伴う一般廃棄物）
業務の内容	収集・運搬
許可の期間	平成30年 4月 1日から 平成32年 3月31日まで
許可区域	十日町市区域内
その他の条件	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに十日町市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。 (2) 市長の定める処理計画に従い、かつ、指示に従うこと。 (3) 法令に違反したとき、又は市長の指示に従わないときは、許可の取消し又は期間を定めて業務の停止を命ずることがある。